

役員改選（案）

任期：令和元年6月14日から令和3年度第1回総会の終結時まで

■ブロック推薦理事候補（27名）

都道府県順・敬称略

ブロック	都道府県	氏名	所属団体	再任/新任
北海道 3	北海道	高江 智和理	社会福祉法人北海道光生舎	再任
		日下 貴博	社会福祉法人旭川春光会	新任
		田中 秀典	ハローENJOY	新任
東北 3	岩手県	松田 賢雄	石上の園	新任
	宮城県	高橋 淳子	仙台ワークキャンパス	新任
	福島県	小林 香	わーくる矢吹	新任
関東・甲信越 6	茨城県	檜山 太一	はたらくガッツ村	再任
	栃木県	黒川 亨	武子希望の家	再任
	埼玉県	竹村 絵里	社会福祉法人あげお福祉会	新任
	神奈川県	鈴木 暢	ハートピア湘南	再任
	新潟県	寺口 能弘	のんびり青山	再任
	長野県	小池 邦子	社会福祉法人花工房福祉会	再任
東海・北陸 4	富山県	澤田 和秀	社会福祉法人秀愛会	再任
	福井県	田辺 義明	ぴーぷるファン	再任
	愛知県	西岡 俊雄	守山作業所	再任
	三重県	倉田 裕	サンフラワーガーデン	再任
近畿 4	滋賀県	川崎 昭仁	社会福祉法人ひかり福祉会	新任
	兵庫県	宮下 哲	社会福祉法人福成会	新任
	奈良県	大久保 浩	大和高原太陽の家	再任
	和歌山県	三代 栄史	太陽川辺作業所	新任
中国・四国 3	島根県	寺本 賢司	邑智園	再任
	山口県	益原 忠郁	ハイツふなき	再任
	徳島県	三橋 一巳	社会就労センターかもな	再任
九州 4	熊本県	松本 保孝	ワークセンターゆきぞの	再任
	大分県	花宮 良治	ソレイユ	再任
	宮崎県	齊藤 武志	喜望	再任
	鹿児島県	松久保 和俊	知覧育成園	再任

■理事会推薦理事候補（1名）

敬称略

氏名	都道府県	所属団体	再任/新任
小林 克彦	東京都	日本セルフセンター	新任

■監事候補（2名）

都道府県順・敬称略

氏名	都道府県	所属団体	再任/新任
阿部 裕一	千葉県	はばたき職業センター	新任
野々下 哲也	愛知県	港ワークキャンパス	再任

定款（抜粋）

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上 30人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長、1人を常務理事とする。

（選任等）

第14条 役員は、正会員、社会福祉団体関係者、有識者の中から総会において選任する。

- 2 会長及び副会長、常務理事は、理事の互選による。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、正副会長を補佐し、その事務局職務を掌理する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
- 3 事務局長は、常務理事をもって兼務することができる。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問)

第21条 顧問は総会の議決を経て会長が委嘱する。

- 2 顧問は、会長の諮問により、総会、常任理事会、理事会、各委員会等に出席し、意見を述べることができるものとする。
- 3 任期は2年とする。

役員選出要領

1, 理事及び監事の選出

(1) 理事の選出

- ① 理事は、各ブロックにおいて選考された理事候補の推薦をもとに、総会において審議し選出する。
- ② ブロックを単位とする理事定数は、改選が行われる年度の前年度末の正会員数に応じて、次のとおりとする。

正会員数	50名以下	3名
	100名以下	4名
	150名以下	5名
	151名以上	6名

- ③ 正会員以外（特別会員、社会福祉団体関係者、有識者）から選出する理事は、理事会が推薦し、総会において審議のうえ選出する。

(2) 監事の選出

- ① 監事は、理事以外の正会員の候補者の中から、総会において2名選出する。
- ② 候補者の選考は、自薦、他薦の方法による。
- ③ 自薦、他薦がない場合は、理事会が推薦できるものとする。

2, 会長・副会長・常務理事の選出

会長1名、副会長3名、常務理事1名は、理事会において、理事の中から互選によって決定する。